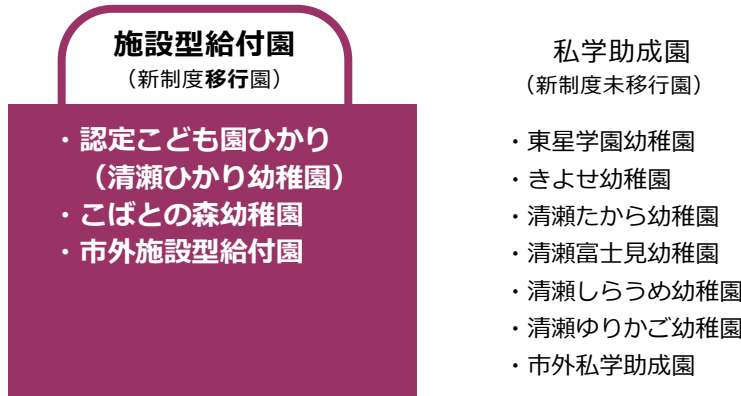




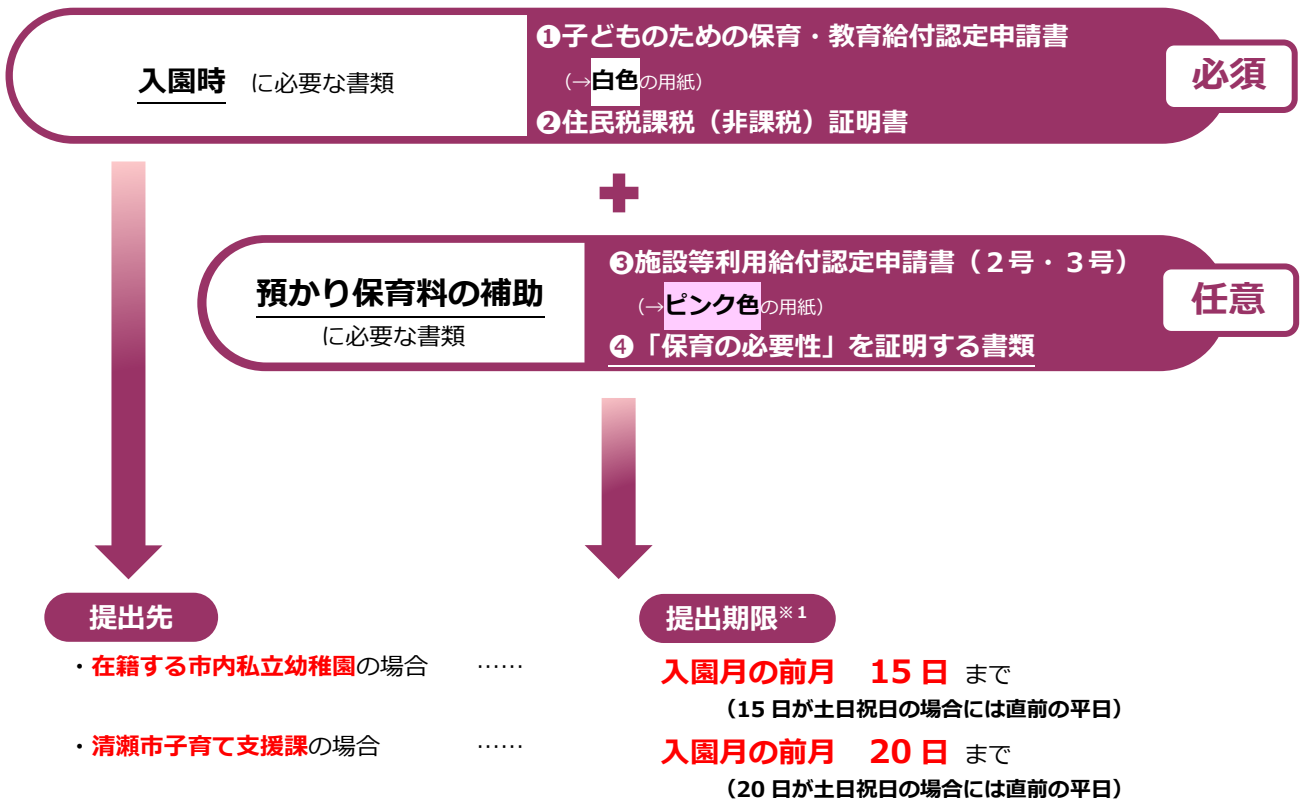
令和6年度 幼稚園補助金等の手続きのお知らせ

清瀬市に住所を有し、施設型給付を受ける幼稚園（市外幼稚園も含む）に在籍している園児の保護者の方を対象に、**補助1「施設型給付費（保育料・食材料費免除）」**、**補助2「保護者負担軽減補助金」**、**補助3「施設等利用給付費（預かり保育料）」**の各補助事業を実施いたします。なお、市外の幼稚園では本書に記載された補助金の給付時期や給付方法、給付回数等、異なる面がありますのでご注意ください。



01 申請に必要な各書類及び提出先・提出期限について

申請する認定区分に応じて必要書類が異なりますので、申請の際はご注意ください。
②住民税課税（非課税）証明書については P.2 を、④「保育の必要性」を証明する書類については P.3 をご参照ください。



※1 転職や家庭状況の変更などの場合でも、提出期限は上記のとおりとなります。

02 給付認定について（申請に必要な書類①、③について）

- 補助の対象となるには、**1号認定**の認定を受けることが必須となります。
さらに、「**保育の必要性**」の認定（**新2号認定・新3号認定**など）を受けることで、**預かり保育料の無償化の対象**となります。
なお、幼稚園の入園後に「**保育の必要性**」の認定を受けることは可能です。ただし**遡及適用はできません**ので、提出期限などにご注意ください。

対象年齢	「保育の必要性」の認定を	認定区分	補助1 (P.7)		補助2 (P.8)	補助3 (P.9)
			施設型給付費		保護者負担 軽減補助金	施設等利用給付費 (預かり保育料)
			保育料	免除 食材料費		
満3歳児クラス～	受けていない	1号認定※2	○	条件を満たす場合	○	×
	受けている		○		○	
3歳児クラス～	受けている	新2号認定	○		○	○
満3歳児クラス (市町村民税非課税世帯に限る)	受けている	新3号認定	○	○	○	

※2 市町村民税課税世帯の満3歳児で第2子以降の場合に限り、1号認定でも「保育の必要性」の認定を受けることで預かり保育料の無償化の対象となります（3歳児以降は新2号認定であると対象となります）。
対象者には認定通知の送付と併せて別途申請書を送付させていただきますので、ご希望の方は子育て支援課まで申請書をご提出ください。

03 申請に必要な書類②「住民税課税（非課税）証明書」について

- 各補助金のうち、**補助1「施設型給付費（食材料費免除）」**の対象となるか、及び**補助2「保護者負担軽減補助金」**の補助額については、**世帯の市町村民税所得割課税額※3の合計額**に応じて決定されます。
- 世帯とは、園児と生計を共にしているすべての方をいい、世帯構成員のうち2人以上（父母）に所得がある場合には、原則としてその合計額となります。また、**父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等のうち最も収入の高い方を含めての算定となります。**

対象補助／算定期間	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 食材料費免除	世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額※3の合計額					世帯の令和6年度市町村民税所得割課税額※3の合計額							
2 保護者負担軽減補助金	世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額※3の合計額					世帯の令和6年度市町村民税所得割課税額※3の合計額							

- 各年度の市町村民税所得割課税額の確認は、住民税課税（非課税）証明書で行います。

- ④清瀬市に住民登録されたのがいつか
- ⑥入園希望時期がいつか

によって下表のとおり必要な証明書が異なりますので、ご注意ください。

また、**出産・育児休暇などで収入がない場合でも、下表の「不要」に該当しなければ、非課税証明書をご提出いただく必要があります。**

入園希望月 / 清瀬市に	令和5年1月1日 以前から	令和5年1月2日 以降	令和6年1月2日 以降
令和6年4月入園 から 令和6年8月入園 まで	不要※4	令和5年度	令和5年度・ 令和6年度※5
令和6年9月入園 から 令和7年3月入園 まで	不要※4	不要※4	令和6年度※5

※4 清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、令和4年分・令和5年分の所得について**未申告の場合など、税情報の確認ができない世帯は補助金の交付対象外となりますので、早急に申告してください。**
(国外に居住等して申告ができなかった方については、子育て支援課までご連絡ください。)

※5 令和6年度の課税（非課税）証明書は令和6年6月～7月に取得可能となりますので、**取得でき次第ご提出をお願いいたします。**

※3 以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

- ①寄附金控除額
- ②外国税額控除額
- ③配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
- ④配当所得控除額
- ⑤住宅借入金等特別税額控除額

04 申請に必要な書類④「保育の必要性」を証明する書類について

- 保育の必要性の認定要件及び認定期間は、下記のとおりです。

	認定事由	保育を必要とする事由と認定期間
1	就 労	月12日以上かつ月48時間以上働いている場合 → 就労期間中（ただし、1日4時間を下回る場合は3か月以内に1日4時間以上の就労をすることが必要）
2	求 職	求職中の場合 → 3か月以内（期間内に就労要件を満たす必要あり）
3	出 産	出産する場合 → 出産予定月及びその前後各2か月（最長5か月）以内
4	育 休 特 例 ^{※6}	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合 → 育児休業の対象のお子様が生誕した日の属する年度の年度末（3月末日）まで
5	み な し 育 休 特 例 ^{※6}	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合で、育児休業を取得できない職種の場合 → 最長で、育児休業の対象のお子様が生誕した日の属する年度の年度末（3月末日）まで
6	疾 病 ・ 障 害	疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合 → 入院、通院、療養期間
7	介 護 ・ 看 護	常時かつ長期に介護、看護にあっている場合 → 介護・看護期間
8	災 害 復 旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあっている場合 → 災害復旧期間
9	就 学	保護者が週3日以上かつ昼間4時間以上の就学の場合 → 就学期間
10	そ の 他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※6 育休特例利用は、すでに就労で認定を受けており育児休業を取られる方が対象となります。
初めて新2号認定を受ける方については、認定を受けることはできません。

※7 兄弟・姉妹の園児分を同時に申請する場合、保育の必要性を証明する書類はそれぞれに添付してください。
※8 各証明書、診断書の有効期限は、申込時点で証明日から3か月以内です（コピーでも構いません）。
※9 診断書を提出された場合はその内容で保育の必要性を確認するため、保育の認定ができない場合があります。

（参考）「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表

	保護者の状況	提出が必要な書類 ^{※7} (●は必須、数字○はいずれかの提出が必要)	備考
1	常勤、パート、内職	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明）	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先がある場合	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明）	「7 就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業、個人事業主、フリーランス	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明） ①確定申告書（令和4年までに就労を開始した方） ②開業届（令和5年以降に就労を開始した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 などで確認をさせていただきます。
4	法人経営者	●就労証明書 ^{※8} ①源泉徴収票（令和4年までに設立された方） ②登記簿謄本（令和5年以降に設立された方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明） ①源泉徴収票 又は 確定申告書（令和4年までに就労を開始した方） ②青色事業専従者給与に関する届出書（令和5年以降に就労を開始した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社への従事者	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明） ①源泉徴収票（令和4年までに就労を開始した方） ②雇用契約書（令和5年以降に就労を開始した方）	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	育児休業 みなし育休	●就労証明書 ^{※8} （事業者が証明） ①産休/育休の取得（予定）欄の記載 ②元勤務先に戻ることができる旨の証明書の提出	下記の①又は②に該当する場合であって、休業前に給付認定(新2号認定)の就労で幼稚園等に在籍している場合には、生まれたお子様が1歳になる年度の末日まで当該幼稚園等での保育の継続ができます。 ① 育児休業を取得する場合 ② 育児休業は取得できないが、休業後には、元の勤務先に休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合
8	求職中	—	提出が必要な書類はありません。 「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」裏面②に必要事項をご記入ください。
9	病気又は心身に障害がある場合	①医師の診断書 ^{※8※9} ②障害者手帳等の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」裏面⑤⑥に必要事項をご記入ください。
10	親族の看護又は介護をしている場合	●介（看）護状況届出書 ①医師の診断書 ^{※8※9} ②ケアプラン 又は 障害者手帳等の写し	具体的な状況を「介（看）護状況届出書」にご記入ください。 「介（看）護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイト又は窓口で入手してください。 「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」裏面⑦に必要事項をご記入ください。
11	大学や職業訓練学校に通学している場合	●時間割 ^{※8} ①在学証明書 ^{※8} ②学生証の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」裏面⑧に必要事項をご記入ください。
12	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙及び分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」裏面④に必要事項をご記入ください。

05 在園中の手続きについて

1 家庭状況に変更があった場合

- 住所・氏名・世帯員の変更（離婚・再婚・同居人が増えた（減った））、または転職・退職（「保育の必要性」の認定を受けている1号認定、新2号認定、新3号認定の方のみ）の場合には、「家庭状況変更届」をご提出ください。特に、**世帯員の変更（離婚・再婚等）などは保護者負担軽減補助金の補助額に影響します。**

必要書類

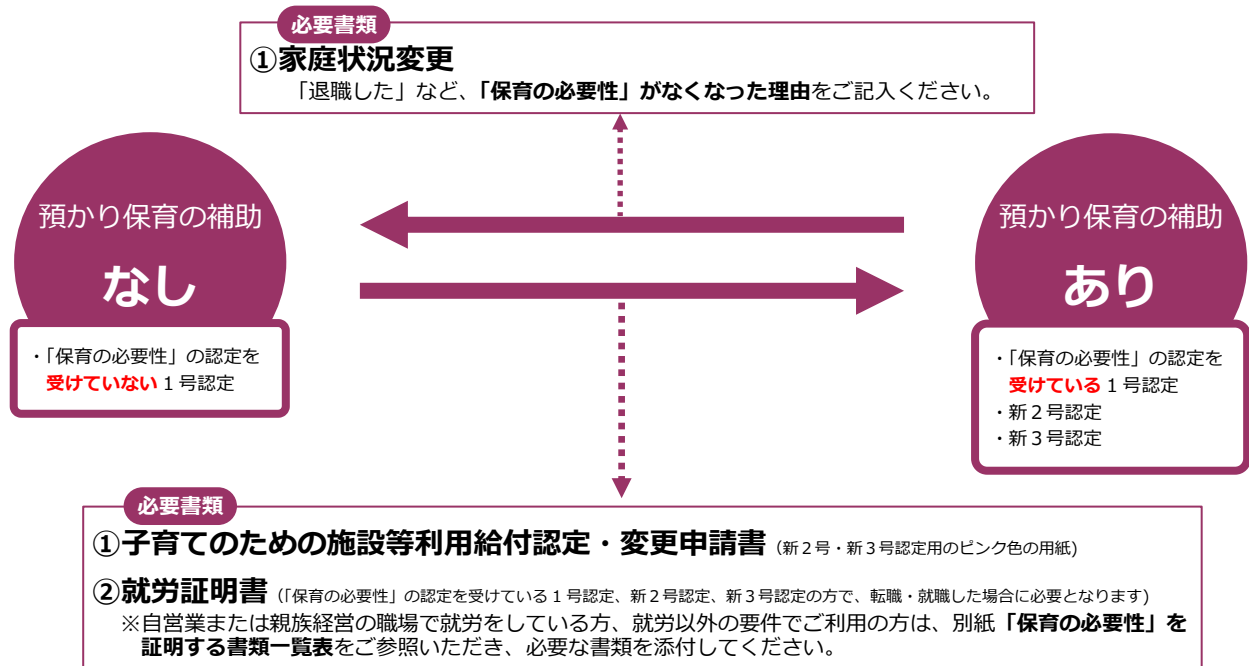
① 家庭状況変更届

② 就労証明書

（「保育の必要性」の認定を受けている新1号認定、新2号認定、新3号認定の方で、転職・就職した場合に必要となります）
※自営業または親族経営の職場で就労をしている方、就労以外の要件でご利用の方は、別紙「保育の必要性」を証明する書類一覧表をご参照いただき、必要な書類を添付してください。

2 無償化の認定変更を希望する場合

- 「預かり保育の補助なし（1号認定）」と「預かり保育の補助あり（「保育の必要性」の認定を受けた1号認定、新2号認定、新3号認定）」の変更（切り替え）を希望される場合には、それぞれの状況に応じて、下表のとおり必要書類をご提出ください。
- 出産・退職などで「保育の必要性」の認定を受けた1号認定、新2号認定、新3号認定の期間が終了し、家庭状況変更届の提出がない場合、無償化の対象外となり補助金が支払われず、教育時間における利用料も自己負担となり、既に市からお支払い済みの補助金（預かり保育料等）についても返金していただく可能性がございますのでご注意ください。**



3 清瀬市外へ転出される場合

- 清瀬市外へ転出されると、清瀬市からの幼児教育無償化に伴う各種補助金の給付は終了となります。そのため、**転出された後も幼稚園等を利用する場合（転出先にある幼稚園等に新規入園、従前在籍の幼稚園等を継続利用、どちらでも）には、転出先の自治体で改めて認定申請を行う必要があります。**
※必要な手続きや必要書類について転出先の自治体の幼稚園担当部署にお問合せください。

4 提出期日および提出先 (1, 2, 3 共通)

- 手続きに必要な書類は、清瀬市ウェブページからダウンロードできます。
また、「家庭状況変更届」は電子申請（同ページ内にリンクがあります）も可能ですのでご活用ください。

清瀬市トップページ
⇒ 「子育て」
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒ 「幼稚園」
⇒ 「私立幼稚園等補助金【施設型給付園】」
⇒ 「令和6年度の私立幼稚園等補助金【施設型給付園】」



提出先	提出期日
在籍する市内私立幼稚園	変更希望月の 前月 15 日 まで
清瀬市子育て支援課	変更希望月の 前月 20 日 まで

(注意1) 上記提出期限が土・日・祝日の場合は、直前の平日までとなります。

(注意2) 上記提出期日以降にご提出された場合は、翌々月からの適用となりますので、提出期日にはご注意ください。

(注意3) 認定変更は最短で翌月から適用、世帯員の変更「離婚・再婚・同居人の増減」による補助金額の変更は、減免になる場合は申請後の翌月、増額する場合はその事実が発生した月に遡りますのでご注意ください。

※「保育の必要性」の認定を受けた方への注意事項

全員に対する共通事項

次年度も保育の実施要件を満たしているかどうかの確認のため、毎年12月頃に現況調査（就労証明書など、「保育の必要性」を証明する書類の再提出の依頼）を行います。
詳しくは時期が近づいてきましたら別途ご案内いたしますので、ご協力ください。

求職中の方

求職中の方の認定期間は、**3か月間**となります。(例：4月1日認定の場合、6月30日まで)

認定期間終了後も認定の継続を希望される場合

- 認定期間の3か月目の20日までに就労（P.3 04に記載の事由を満たす就労）を開始された状態で、
- **家庭状況変更届**
 - **就労証明書** を提出していただくことが必要となります。

育休中の方（申請時点で育休中であつた方）

育休中の方の認定期間は、**育休対象児童が1歳になる年度末まで**となります。

(例：9月1日生まれの場合、翌年度の3月31日まで)

- 育休対象児童が1歳になる年度末後の4月中に仕事に復帰し、
- **復職証明書** の提出がない場合には、認定の期間が短縮となります。

就学要件・疾病要件の方

就学、疾病等の要件で認定されている方の認定期間は、学校の就学期間、診断書の有効期限までとなります。

06 給付方法（「現物給付」と「償還払い」）について

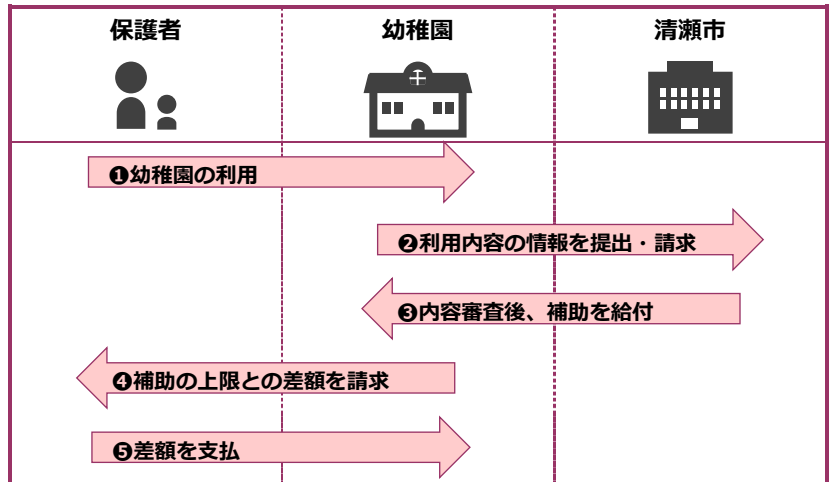
補助の給付方法は、大きく2種類に分かれます。

各幼稚園において、補助の種類によって給付方法が異なりますのでご注意ください。

現物給付

- 「現物給付」とは、該当する補助の対象額について、幼稚園が清瀬市に請求し、清瀬市が施設に給付する支払方法です。これにより、保護者が幼稚園への利用料のお支払いをする必要がなくなります。ただし、清瀬市が給付する補助の対象額を利用料が上回る場合には、差額のみ幼稚園にお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

（ 現物給付 のイメージ ）

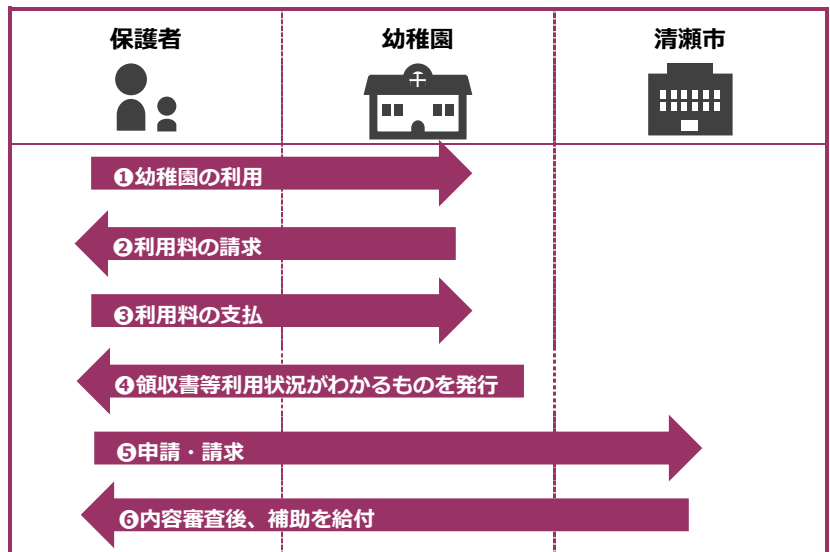


幼稚園によっては、入園料等を入園時に一括してお支払いをする必要がありますが、その場合には先に幼稚園へお支払いいただき、その後、在籍する幼稚園から補助分が返金されることとなります。

償還払い

- 「償還払い」とは、保護者が幼稚園から請求のあった金額を支払い、その後、保護者から清瀬市に補助の対象額の申請・請求をいただくことで、清瀬市から保護者に給付する方法となります。
- 利用実績に基づいて補助の対象額が決定する「預かり保育料」はこの給付方法となります。

（ 償還払い のイメージ ）



（参考）令和6年度における幼稚園（新制度移行園）の給付方法 一覧表

幼稚園名 / 補助	補助1 (P.7) 施設型給付費		補助2 (P.8) 保護者負担軽減補助金 (特定負担額)	補助3 (P.9) 施設等利用給付費
	保育料	食材料費免除		(預かり保育料)
・清瀬ひかり幼稚園 (認定こども園ひかり)	現物給付		償還払い (年2回給付)	償還払い (年2回給付)
・こぼとの森幼稚園			現物給付	

07 補助1「施設型給付費（保育料・食材料費免除）」について

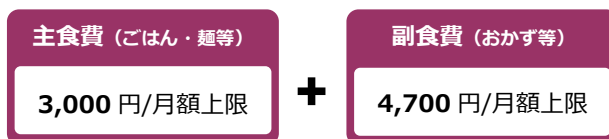
「保育料」について

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園（施設型給付園）に通園する場合、認定区分や所得区分を問わず、保育料はすべて「無償（現物給付）」となります。

（「現物給付」について、詳しくはP.6をご参照ください）。



















「食材料費免除」について

- 給食費であって人件費・設備費等を除く食材料費のうち、下記の範囲内で、実績に応じて免除いたします。ただし、教育時間外にかかる費用は対象外となります。



- 食材料費の免除対象は、下記のとおり、**世帯の所得区分によって異なります。**

なお、父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります。

区分	市町村民税所得割額が	「第1子、第2子、第3子以降」の子どもの人数のカウント方法									
1	77,101 円未満 の世帯	世帯が同一である等の生計を一にする子 のうち、最年長者から順にカウント <table border="0"> <tr> <td>第1子</td> <td>第2子</td> <td>第3子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学4年生</td> <td>小学3年生</td> <td>年長</td> </tr> </table>	第1子	第2子	第3子				小学4年生	小学3年生	年長
第1子			第2子	第3子							
											
小学4年生	小学3年生	年長									
2											
3											
4	77,101 円以上 の世帯	小学校3年生以下の兄弟・姉妹 のうち、最年長者から順にカウント <table border="0"> <tr> <td></td> <td>第1子</td> <td>第2子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学4年生</td> <td>小学3年生</td> <td>年長</td> </tr> </table>		第1子	第2子				小学4年生	小学3年生	年長
			第1子	第2子							
											
小学4年生	小学3年生	年長									
5											
6											

人数のカウント方法に注意！

【免除対象表】

区分	免除対象区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 ^{※11} 又は 市町村民税非課税世帯 ^{※11} のうちひとり親等 ^{※13}	対象	対象	対象
2	市町村民税非課税世帯 ^{※11} 又は 第3区分該当のうちひとり親等 ^{※13}			
3	世帯の 77,101 円未満	対象外	対象外	
4	令和5年度（令和6年4月分～令和6年8月分を算定） 211,201 円未満			
5	令和6年度（令和6年9月分～令和7年3月分を算定） 256,301 円未満			
6	の市町村民税所得割額 ^{※12} の合計額が 256,301 円以上			

※ ※11～※13の説明については、P.8をご参照ください。

- 次の幼稚園においては、食材料費の免除は現物給付のため、**申請をしていただく必要はありません。**
・清瀬ひかり幼稚園（認定こども園ひかり） ・こぼとの森幼稚園
- 免除対象者には、**入園時及び令和6年8月頃と令和7年3月頃**（各年度の世帯の所得区分を判定し終えた時期）に市から通知いたします。
- 給食費について、「清瀬市子育て・キラリ・クーポン」をご利用いただくことが可能です。利用にあたっては、清瀬市福祉子ども部子ども家庭支援センター（TEL：042-495-7701）にお問合わせください。なお、食材料費の免除対象者の方が利用された場合、**補助とクーポン利用分の併給はできません**のでご注意ください。

08 補助2「保護者負担軽減補助金」について

- 保護者負担軽減補助金とは、**特定負担額**^{※10}について、東京都と清瀬市で合わせて下記【補助金額表】の単価範囲内で補助を行うものです。

※10 「特定負担額」とは、園則に定められたものであり、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限ります（施設の環境維持向上のための費用等）。
なお、在籍期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、補助の対象外となります。

（保護者負担軽減補助金）

都) 1,800円～6,200円
市) 3,500円
合計) 5,300円～9,700円

【補助金額表】

区分	補助対象区分	令和6年度 補助限度額（月額）			
		第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯 ^{※11} 又は 市町村民税非課税世帯 ^{※11} のうちひとり親等 ^{※13}	9,700円	9,700円	9,700円	
2	市町村民税非課税世帯 ^{※11} 又は 第3区分該当のうちひとり親等 ^{※13}	6,700円			
3	世帯の	5,300円	5,300円	9,100円	
4	令和5年度（令和6年4月分～令和6年8月分を算定）				77,101円未満
5	令和6年度（令和6年9月分～令和7年3月分を算定）				211,201円未満
6	の市町村民税所得割額 ^{※12} の合計額が				256,301円未満
				8,500円	
				5,300円	

※11 令和6年4月から令和6年8月までを令和5年度の市町村民税で、令和6年9月から令和7年3月までを令和6年度の市町村民税で、それぞれ判定します。

※12 父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります（「市町村民税所得割課税額」について、詳しくはP.2をご参照ください）。

※13 ひとり親等とは、保護者又は保護者同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯となります。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他清瀬市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

注意事項

未申告等または市から税情報がかかる書類（課税証明書・非課税証明書など）の提出依頼があったにもかかわらず提出がないなど、階層決定に至れない場合、当該補助金の対象外となります。

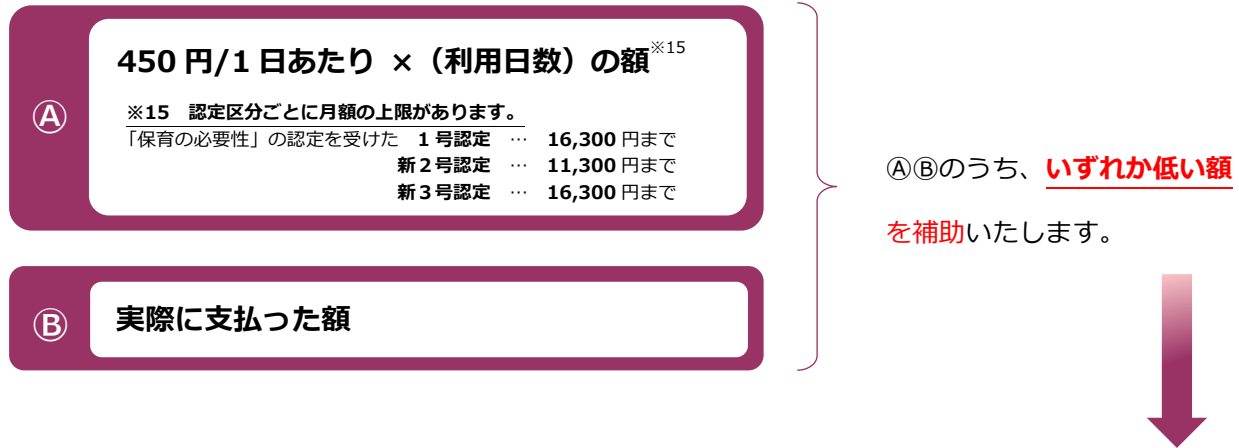
- 「保護者負担軽減補助金」の補助を受けるにあたり、**在籍する幼稚園が保護者負担軽減補助金に対して償還払いとなっている場合は、保護者の方に申請書を提出していただく必要があります（法定代理となっている場合は不要です）。**
- 申請書は**年1回**、配布いたします。
なお、**申請書の提出先及び提出期限については、申請書と併せて配布する通知文にて記載いたしますので、そちらでご確認ください（未提出や提出遅滞の場合、補助を受けられなくなることがありますのでご注意ください）。**
- 「償還払い」の園の場合、補助額の給付は**年2回**に分けて、対象期間分をそれぞれまとめて行います。

施設利用 対象期間	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請書配布時期	令和6年6月下旬～7月上旬 ^{※14}												
給付時期	令和6年9月末（予定）						令和7年4月末（予定）						

※14 8月以降に入園した場合、申請書と案内通知を認定通知に同封いたします。

09 補助3「施設等利用給付費（預かり保育料）」について

- 預かり保育料は、園児の利用実績に基づいて補助額を決定するため、**あらかじめ保護者から在籍する幼稚園に利用額をお支払いいただく必要があります。その後、保護者からの申請に基づき、清瀬市から保護者に補助額をお支払いする「償還払い」となります**（「償還払い」について、詳しくはP.6をご参照ください）。
- 預かり保育料の補助額は、以下のとおりとなります。
（各幼稚園によって利用料金・利用形態が異なりますので、下記「預かり保育支給額の計算例」をご参照ください）



【預かり保育補助額の計算例】 (新2号認定の場合)	① 450円/1日あたり×(利用日数)の額	② 実際に園に支払った額	補助額
(例1) ・8,000円/1月あたり(月額) ・20日利用	9,000円 (450円 × 20日)	8,000円	8,000円 (A > B)
(例2) ・8,000円/1月あたり(月額) ・16日利用	7,200円 (450円 × 16日)	8,000円	7,200円 (A < B)
(例3) ・400円/1日あたり(日額) ・20日利用	9,000円 (450円 × 20日)	8,000円 (400円 × 20日)	8,000円 (A > B)
(例4) ・200円/1時間あたり ・3時間/1日あたり、20日利用	9,000円 (450円 × 20日)	12,000円 (200円 × 3時間 × 20日)	9,000円 (A < B)
(例5) ・400円/1日あたり(日額) ・26日利用	11,300円(月額上限) (450円 × 26日 > 11,300)	10,400円 (400円 × 26日)	10,400円 (A > B)
(例6) ・200円/1時間あたり ・3時間/1日あたり、26日利用	11,300円(月額上限) (450円 × 26日 > 11,300)	15,600円 (200円 × 3時間 × 26日)	11,300円 (A < B)

- 申請書の配布及び補助額の給付は、下表のとおり年2回に分けて、対象期間分をそれぞれまとめて行います。
- 申請書は、在籍する幼稚園を通して配布されます。
なお、**申請書の提出先及び提出期限については、申請書と併せて配布する通知文にて記載いたしますので、そちらで**ご確認ください。

預かり保育 利用対象期間	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請書配布時期	令和6年7月下旬 ~ 9月上旬 ^{※16}					令和6年12月上旬 ~ 令和7年3月上旬 ^{※16}							
給付時期	令和6年10月末(予定)					令和7年5月末(予定)							

※16 申請書を配布する各時期以降に入園した場合、申請書と案内通知を認定通知に同封いたします。

10 その他注意事項

・補助対象経費について

- **補助1「施設型給付費（食材料費免除）」**の対象となるか、及び**補助2「保護者負担軽減補助金」**の補助額については、世帯の市町村民税所得割課税額に応じて決定されますが、**令和5年度・令和6年度市町村民税の未申告等により税額が決定又は確認できない世帯につきましては、「現物給付」の場合には補助なしとなるため在籍する幼稚園から後日請求されることや、「償還払い」の場合には清瀬市からの補助の給付が受けられないことがあります。**
- 月途中での入園・退園又は住所異動等により、補助金が日割り補助又は減額となる場合があります。
- 補助2「保護者負担軽減補助金」は、当該年度に納付する特定負担額の合計額を超えて補助することはできません。
- バス代、教材費、行事代、アルバム代、PTA会費等は補助の対象外です。
- 「保育の必要性」の認定を受けていない1号認定の児童でも、通院等の理由や緊急的な事情により幼稚園とのご相談の上、預かり保育を利用することは可能ですが、**預かり保育料は補助の対象外のため、すべて保護者負担となります。**
なお、保護者負担について、「清瀬市子育て・キラリ・クーポン」をご利用いただくことができます。
利用にあたっては、清瀬市福祉子ども部子ども家庭支援センター(TEL：042-495-7701)にお問合せください。

・給付認定について（就労を開始、求職中になるなど認定に変更が生じる場合など）

- 市で決定した認定期間までが補助の有効期間です。

・「保育の必要性」の認定を受けていない1号認定	・「保育の必要性」の認定を受けている1号認定 ・新2号認定 ・新3号認定
幼稚園に在籍する限り、小学校就学前までの期間	「保育の必要性」に応じて、市で決定した認定期間

- 「保育の必要性」の認定を受けた方は、認定期間が終了する前に手続きを行い、「保育の必要性」の理由の変更や延長等の手続きを行ってください。
認定期間が終了すると、補助3「施設等利用給付費（預かり保育料）」については補助の対象外となりますので、ご注意ください。
- 「保育の必要性」の認定を継続中でも、就労状況や家庭の状況が変更した場合には「家庭状況変更届」及び必要書類を提出していただくこととなります。
提出期限はP.1に記載のとおりです。必ず提出期限までにご提出ください。
- 認定は遡ることができません。
必ず利用前に申請をしていただきますようお願いいたします。

・その他

- **新2号認定・新3号認定の児童**については、利用している幼稚園等で、
 - ① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満
 - ② 年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の①②のいずれかの要件に該当する場合のみ、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業、一時預かり事業も併せて預かりの上限の範囲内で対象とすることができます。
上記要件に該当するかは在籍する幼稚園にお問合わせください。
（清瀬ひかり幼稚園（認定こども園ひかり）・こぼとの森幼稚園は対象とはなりません）。

お問合せ

〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター 1階
清瀬市福祉子ども部子育て支援課 保育・幼稚園係
TEL：042-497-2086（直通）
FAX：042-495-7711